

# 長崎県公立大学法人職員兼業規程

〔平成17年4月1日  
規程第7号〕

改正 平成22年3月12日規程第5号

## (目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人職員就業規則（平成17年規則第5号）第39条第2項の規定に基づき、長崎県公立大学法人職員の兼業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、「兼業」とは、報酬の有無に関わらず、次の各号に掲げる職を兼ねることをいう。

- (1) 商業、工業、金融業等、利潤を得て、これを構成員に配分することを主目的とする企業体で、商法上の会社のほか、法律によって設置される法人等で主として営利活動を営む団体（以下「営利企業」という。）の役員、顧問若しくは評議員の職又は営利企業の事業に直接関与しない職
- (2) 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学学園、公益法人及び法人格を有しない団体の役員の職又はその事業の職
- (3) 職員が自己の名義で行う、商業、工業、金融業等の経営（名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。）
- (4) 公立又は私立の学校、専修学校、各種学校、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人及び放送大学学園等の教育施設等における教育に関する事業又は事務の職
- (5) 法律、政令、条例等により、国又は地方公共団体の行政機関に重要事項を調査審議するために設置されている審議会等の非常勤の職又はこれらに準ずる非常勤の職若しくは当該機関に必要な応じて置かれている職

## (兼業の許可)

第3条 兼業に従事しようとする職員は、あらかじめ兼業従事許可申請書（様式第1号）を理事長に提出して許可を受けなければならない。

## (許可の基準)

第4条 理事長は、前条に基づく兼業許可の申請があった場合においては、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、許可することができるものとする。

- (1) 兼業により、職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
  - (2) 兼業先との間に特別な利害関係がなく、又は利害関係が発生するおそれがないこと。
  - (3) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
  - (4) 兼業により、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 2 兼業は、限度時間数（1事業年度360時間とし、1月当たり45時間とする。）を超えて行ってはならない。また、複数の兼業を行う場合は、その合計時間数が限度時間数を超えてはならない。
- なお、理事長が特に認める場合は、この限りではない。

追加〔平成22年規程第5号〕

## (兼業の許可期間)

第5条 兼業の許可期間は、原則として1年間とする。ただし、法令等に任期の定めがある職に就く場合は、当該任期を限度として許可することができる。

2 前項の許可期間は、更新することができる。

(兼業の従事時間)

第6条 兼業は、勤務時間外に行うものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(賃金の取扱い)

第7条 職員が勤務時間内に兼業に従事することを許可された場合は、当該兼業により勤務しなかった勤務時間について、賃金を減額するものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(短期間の兼業)

第8条 職員は、次に掲げる各号のいずれかに該当する兼業については、第3条の規定にかかわらず、あらかじめ兼業従事届出書(様式第2号)を理事長に提出することをもって従事することができる。

(1) 1日限りの場合

(2) 2日以上6日以内で、総従事時間数が10時間未満の場合

2 理事長は、前項の届出に際し、必要と認める場合は、兼業に従事させず、又は従事する日等の変更を求めることができる。

(兼業の制限)

第9条 理事長は、この規程により許可した兼業について、職員の職務に支障が生じると判断する場合には、当該兼業を制限することができる。

(許可の取消し)

第10条 理事長は、この規程により許可した兼業が、第4条に規定する基準に適合しなくなつたと認める場合又は当該許可に係る申請内容が事実と相違すると認める場合は、その許可を取り消すことができる。

(兼業の報告)

第11条 理事長は、必要に応じて、許可を与えた職員に兼業の実施状況の報告を求めることができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程の施行日前において、既に許可を受けている兼業については、この規程により許可を受けたものとみなす。

附 則(平成22年3月12日規程第5号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

兼業従事許可申請書

団体の名称	
団体の所在地	
事業の内容	
従事する職名	
従事する職の内容	
従事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)
従事する時間	
報酬の有無及び金額	有 ( 円) 無
従事することを必要とする理由	

このとおり兼業に従事したいので承認願います。

長崎県公立大学法人理事長 様

年 月 日

所 属

職・氏名

・

※団体の概要や依頼文など、申請の内容に関する資料を添付すること。

兼 業 従 事 届 出 書

団 体 の 名 称	
団 体 の 所 在 地	
事 業 の 内 容	
従 事 す る 職 名	
従 事 す る 職 の 内 容	
従 事 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 ( 日 間 )
従 事 す る 時 間	
報 酬 の 有 無 及 び 金 額	有 ( 円 ) 無
従 事 す る こ と を 必 要 と す る 理 由	

このとおり兼業に従事したいので承認願います。

長崎県公立大学法人理事長 様

年 月 日

所 属

職・氏名

・

※団体の概要や依頼文など、申請の内容に関する資料を添付すること。